

市区町村コード
1 1 2 0 8 9
埼玉県 所沢市
科目コード
00032

法人市民税領収証書 (公)

口座番号 00170-2-963010		加入者名 所沢市会計管理者	
所在地及び法人名			
年度	※ 処 理 事 項	管理番号	
事 業 年 度	申 告 区 分	中予確修更決 間定定正正定	
法人税割額	均 等 割 額	延 滞 金	合 計 額
納期限	領 収 日 付 印	上記のとおり領収しました。(納税者保管)	

市区町村コード
1 1 2 0 8 9
埼玉県 所沢市
科目コード
00032

法人市民税納付書 (原符) (公)

口座番号 00170-2-963010		加入者名 所沢市会計管理者	
所在地及び法人名			
年度	※ 処 理 事 項	管理番号	
事 業 年 度	申 告 区 分	中予確修更決 間定定正正定	
法人税割額	均 等 割 額	延 滞 金	合 計 額
納期限	領 収 日 付 印	上記のとおり納付します。(金融機関保管)	

市区町村コード
1 1 2 0 8 9
埼玉県 所沢市
科目コード
00032

法人市民税領収済通知書 (公)

口座番号 00170-2-963010		加入者名 所沢市会計管理者	
所在地及び法人名			
年度	※ 処 理 事 項	管理番号	
事 業 年 度	申 告 区 分	中予確修更決 間定定正正定	
法人税割額	均 等 割 額	延 滞 金	合 計 額
納期限	領 収 日 付 印	上記のとおり通知します。(所沢市保管)	
指定金融機関名 (取りまとめ店)	〒330-9794 ゆうちょ銀行 東京貯金事務センター		

*この納付書は3枚1組となっていますので、3枚とも同じ内容を記入して金融機関窓口等でご使用ください。

(1) 納めるところ

所沢市役所内指定金融機関派出所

所沢市各まちづくりセンター（並木まちづくりセンターを除く）

※市民課サービスコーナーでは納税のお取扱いはできません。

下記の取扱金融機関等

取扱金融機関（令和6年4月1日現在）

みずほ銀行	りそな銀行	埼玉りそな銀行
群馬銀行	足利銀行	武蔵野銀行
きらぼし銀行	八十二銀行	東和銀行
埼玉縣信用金庫	飯能信用金庫	西武信用金庫
青梅信用金庫	多摩信用金庫	中央労働金庫
		以上の各本支店

いるま野農業協同組合（本店を除く）

ゆうちょ銀行・郵便局（埼玉県、東京都、神奈川県、千葉県、群馬県、栃木県、茨城県及び山梨県内の各ゆうちょ銀行・郵便局）

※ゆうちょ銀行・郵便局では納期限までの取扱いになります。

※上記金融機関名に変更があった場合には、ご了承ください。

上記のほか、郵送の場合は現金書留でお願いします。

なお、郵便切手による納付はお取扱いできませんのでご承知ください。

(2) 納期限後の納付

納期限を過ぎてしまつたときは、税額と延滞金を併せて納付してください。

延滞金は、税割額に均等割額を加算した額を基に算出します。税額が2,000円未満又は算出した延滞金が1,000円未満の場合は、延滞金を納付する必要はありません。

（計算式は次のとおりです。）

①当該納期の税額の1,000円未満の端数を切り捨てる。

②納期限の翌日から1か月間は年7.3%の割合

注1)

式＝①の額×7.3%×日数÷365日＝(A)

円未満切捨て

注1) 平成26年1月1日以後の期間については、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1%の割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、その年における延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合を用います。ただし、当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合を用います。

③その後、納付日までの間は年14.6%の割合

注2)

式＝①の額×14.6%×日数÷365日＝(B)

円未満切捨て

注2) 平成26年1月1日以後の期間については、各年の延滞金特例基準割合が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、その年における延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合を用います。

④(A)＋(B)＝納付すべき延滞金の額(100円未満切捨て)

◎申告の遅延等により②の期間等が変わることがあります。

◎詳しくは収税課へ 電話 04-2998-9073

(3) 納付書の記載について

1. 納税者である法人の名称とその所在地及び納付する額を明確にご記入ください。
2. 管理番号、事業年度、納期限も漏れなくご記入ください。
3. 申告区分は、該当するものを○で囲んでください。
4. 年度は、納期限の日が属する年度をご記入ください。